

## あなたの声を市議会に 請願・陳情

### 請願の基本的な流れ

請願書の作成  
紹介議員の署名

### 陳情の基本的な流れ

陳情書の作成

市議会への提出

各定例会議の本会議で、所管の委員会に付託します。

所管の委員会で内容を審査します。  
(委員会の判断により、請願(陳情)の提出者に、委員会の場で説明をお願いする場合があります。)

委員会での審査結果を本会議で報告し、本会議で最終的な結論(採択・不採択)を出します。

請願(陳情)の提出者に審議結果を通知します。

採択した請願(陳情)のうち、市の行政に関するものについては、市長あてに送付し、その実現を要望します。また、必要に応じて、国や関係機関に意見書や要望決議の提出を行います。